

生成AIサービスを活用した業務効率化委託業務 公募型プロポーザル説明書

1 趣 旨

本説明書は、生成AIサービスを活用した業務効率化委託業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、募集手続き等の必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

生成AIサービスを活用した業務効率化委託業務

(2) 委託業務の目的

別紙「生成AIサービスを活用した業務効率化委託業務にかかる仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

(3) 委託業務の内容

仕様書に記載のとおり。

(4) 委託上限額

17,599,869円(消費税及び地方消費税を含む。)を限度とする。

(5) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで。

(6) 担当部局

〒630-8501奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県総務部デジタル戦略課DX推進係

電話番号：0742-27-7003(直通) ファクシミリ番号：0742-23-4196

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目Q2かつQ7、又はQ4かつQ7「諸サービス」に登録している者であること。(Q2「電算業務」、Q4「検査・分析・調査業務」、Q7「諸サービス」)

(4) 令和4年度以降において、生成AIサービスの導入に関し精度向上や利用率向上支援を含む契約を、国または地方自治体と行った者であること(現在履行中の契約を含む)。
なお、応募しようとするものがこの実績を有しない場合であっても、資本関係のあるグループ会社等がこの実績を有しており、そのグループ会社とともに、本事業の履行を行う意思表示がされている場合には参加を認める。

(5) この公告に示した調達役務を確実に履行し得る者であること。

4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、事前に参加申込書を提出のうえ、企画提案書等を指定の期日までに提出すること。

(1) 参加申込書の提出について

提出期間

令和7年6月6日(金)から令和7年6月19日(木)までの午前9時から午後5時まで(ただし、土日を除く平日で、かつ正午から午後1時までを除きます。)

※持参、郵送いずれの場合も、提出(郵送の場合は、到着)が上記期間内でなければ受付できません。

提出先

2(6)担当部局に同じ

提出方法

持参又は郵送。郵送は、書留郵便またはレターパックに限ります。郵送の際は、封筒に「生成AIサービスを活用した業務効率化委託業務公募型プロポーザル参加申込書等 在中」と朱書きしてください。

提出書類

以下の書類各1部(いずれもA4サイズとする。)

① 参加申込書【様式1】

② 誓約書【様式2】

③ 参加申込者概要書【様式3】

(会社概要などがあれば添付すること。)

④ 類似業務実績(3(4)を満たすこと)を証明する書類

(契約書の写し等、契約の種類及び業務内容が分かる書類)

⑤ 委託業務実施体制【様式6】

(※再委託を予定する場合は、氏名欄に会社名も併記し、再委託先の会社概要など、参加申込者との関係がわかる資料を添付すること)

その他

参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに2(6)に記載する担当部局に連絡するとともに、参加辞退届【様式4】(A4サイズ)を提出すること。

(2) 企画提案書の提出について

提出期限

令和7年6月27日(金) 午後5時まで

(ただし、土日を除く平日で、かつ正午から午後1時までを除きます。)

※持参、郵送いずれの場合も、提出(郵送の場合は、到着)が上記期間内でなければ受付できません。

提出先

2(6)担当部局に同じ

提出方法

持参又は郵送。郵送は、書留郵便またはレターパックに限ります。郵送の際は、封筒

に「生成AIサービスを活用した業務効率化委託業務企画提案書在中」と朱書きしてください。

提出書類

以下の書類を各11部(正本1部・副本10部)

※正本1部には事業者(会社)名を記載し、副本10部には事業者(会社)名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

① 企画提案書(表紙)【様式5】

「委託業務名」、「事業者名(正本のみ)」を記載すること。

② 企画提案書(本体)【様式任意。サイズはA4またはA3。両面印刷可】

次に示す項目について、具体的に記載すること。

図や表を含めて、表紙等指定の様式を除き20ページ以内で作成すること。(ただし、A3サイズは2ページと数える。)

(ア)目次

・本文の項目及び頁を記載すること。

(イ)本文

・別記審査基準の「評価項目」、「提案を求める内容」、「審査基準」を踏まえて記載すること。

※なお、以下の項目については、各様式を使用すること。

「業務遂行能力」の「実績」：類似業務実績【様式7】

「見積価格」の「事業経費」：見積書【様式8】

5 企画提案に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ・受付期間：令和7年6月6日(金)から令和6年6月12日(木)正午まで
- ・質問方法：質問は、以下の質問受付フォームURLより提出してください。

(奈良スーパーアプリの団体・事業者アカウントを取得してください)

<https://nsa.pref.nara.jp/gap/applicationRegister?appmngid=a03J3000009y6Z9&entry=1>



(2) 質問への回答

- ・回答日時：令和7年6月17日(火)午後4時(予定)
- ・回答方法：奈良県総務部デジタル戦略課ホームページに掲載
- ・HPアドレス：<https://www.pref.nara.jp/1634.htm>

※質問者への個別の回答は行いません。

※公表の際、質問者名は明示しません。

【参考】日程

令和7年6月6日(金)公告

令和7年6月12日(木)質問受付期限

令和7年6月17日(火)質問回答

令和7年6月19日(木)参加申込書提出期限

令和7年6月27日(金)企画提案書提出期限

令和7年7月3日(木)プレゼンテーション・ヒアリング

令和7年7月上旬(予定)業者決定通知

※上記日程において、受付時間及び締切時間にご留意ください。

6 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

- ① 企画提案書等の評価は、生成AIサービスを活用した業務効率化委託業務委託事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、別記審査基準に基づき公正に審査を行うものとし、審査は非公開で行う。
- ② 提出のあった提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- ③ 選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングは、令和7年7月3日午後にWEB開催とする。時間等詳細は、7月2日対象者に対して通知する。
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングは先に提出された提案書に基づき実施する。ただし、提案内容の理解を深めるため当方より2問程度の質問を行うことがあり、その回答内容は提案の評価対象とする。

(2) 最優秀提案者の選定

- ① 企画提案書は、県が設置する審査委員会において評価点方式による順位付けを行い、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。また、合計得点の総計が同点の場合は、見積金額が低い者を選定する。
- ② 提案者が1者の場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上を獲得した者で、かつ審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。なお、参加資格を有する参加申込者が多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類選考を行う場合がある。

(3) 事業者との契約

- ① 最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行う。
- ② 選定された者は、通知があり次第県担当者と打合せを行い、委託業務契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ③ 当企画提案書でなされた有効な提案については、県の指示のもと、必ず実施すること。
- ④ 契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、奈良県契約規則第19条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- ⑤ 最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。
 - 1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - 2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記1)から5)までのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したとき。
 - 7) 下請契約等に当たり上記1)から5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記6)に該当する場合を除く。)において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請け契約等の解除を求め契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - 8) 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず又は警察に届けなかった時。
- (4) その他
- 採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7 その他

- (1) 提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ① 参加資格が備わっていないとき。
 - ② 複数の提案書等を提出したとき。
 - ③ 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
 - ④ 提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期日までにその補正に応じないとき。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ⑥ 提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
 - ⑦ 委託上限金額を超える見積書が提出されたとき。
 - ⑧ その他不正な行為があったとき。
- (2) この公募型プロポーザルへの参加にかかる経費は、事業者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合、必要部数を複写することがある。
- (5) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (6) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。なお、その場合発生する損害については県では負担しない。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県総務部デジタル戦略課の指示に従うこと。